

申請・届出した事項を変更する場合

(すべての動物用医薬品販売業、高度管理及び管理医療機器販売・貸与業を含みます。)

	変更する事項														
	店舗の名称	申請書記載の 相談に 応ずる 電話番号 その他 の連絡先	特定販売の有無	特定販売の業務概要	販売業者の氏名 もしくは 名称、住所	構造設備の 主要部分	業務を行う 役員	兼営事業の 種類	取り扱う 医薬品の 範囲	営業時間 外相談 応需時間	店舗管理者 及び その他 の薬剤師、 登録販売者	店舗管理者 及び その他 の薬剤師、 登録販売者の 氏名	取扱品目 (追加・ 変更) ※動物用 医薬品 特例 店舗販売業	取扱品目 (取扱い 廃止) ※動物用 医薬品 特例 店舗販売業	登録販売者の 名簿 登録事項
申請書													○		
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗の平面図						○ (新旧)									
付近の見取り図															
業務体制の概要								○	○	○	○				
特定販売の業務概要			○ ※1	○											
戸籍謄本・抄本・ 戸籍記載事項証明書・住民票 (本籍の記載があるものに限る)					○ ※5									○ ※6	
登記事項証明書					○ ※2		○ ※2								
組織規程図					○ ※2		○ (新旧)								
薬剤師免許証もしくは販 売従事登録証の写し (店舗管理者を含む)										○					
営業所の管理者の資格 を証する書類の写し										○					
実務経験証明書 (店舗管理者)										○ ※3					
雇用証書										○ ※4					
現行の許可証の写し															
取扱品目表												○(新旧)	○(新旧)		
手数料(県証紙)															
備考	店舗販売業および特例店舗販売業の場合、 事前の届け出が必要です。				動物用管理 医療機器販 売・貸与業 では、添付 書類は不要 です。		動物用管理 医療機器販 売・貸与業 では、添付 書類は不要 です。								変更事項に 応じた書類 を添付して ください。

届出事項の変更により、許可証の記載事項に変更を生じた場合は、併せて書換え交付申請をしてください。



- ※1 特定販売を新たに始める場合に、添付が必要です。
- ※2 法人の場合に、6ヶ月以内に取得した登記事項証明書の添付が必要です。住所のみの変更の場合は添付不要です。
- ※3 店舗管理者を変更場合のみ、実務証明書の添付が必要です。
- ※4 申請者が管理者等を雇用する場合に、添付が必要です。
- ※5 住所のみの変更の場合は添付不要です。
- ※6 薬務衛生課に提出している場合は、提出を省略出来る場合があります。受付窓口となる家畜保健衛生所にご相談ください。